

○「徳川家康社領寄進状」【北野天神社文書 No.一九五九】

【釈文】

寄進 天神

武蔵国多東

郡北野之郷内

八石事

右令寄附畢、弥

守此旨可專祭祀

者也、仍如件、

天正十九年 卯 辛

十一月日 (朱印)

【読み下し】

寄進 天神

武蔵国多東

郡北野の郷内

八石 (の) 事、

右寄附せしめ畢、いよいよ

此の旨を守り、専ら祭祀すべき

ものなり、
者也、よつてくだんの如し、

天正十九年 辛卯

十一月日 (朱印)